

# 被災者に対する健康・生活支援の手引き

平成26年5月

復興庁  
内閣府  
総務省  
文部科学省  
厚生労働省  
国土交通省

はじめに	・・・1
I 仮設住宅入居者等の避難者に対する健康支援への対応	・・・2
II 子どもに対する支援の強化への対応	・・・8
III 医療・介護人材の確保への対応	・・・14
IV 恒久住宅の整備と仮設住宅等からの移転に伴う課題への対応	・・・20
V 市町村の業務負担に対する支援の強化	・・・26
参考資料	
被災者に対する健康・生活支援施策に関するタスクフォースについて	・・・30
被災者に対する健康・生活支援施策に関する施策パッケージ（概要）	・・・31

## はじめに

被災者の避難の長期化が見込まれる中、被災者の健康面を中心とした影響、また、災害公営住宅等へ入居した被災者においても、そこでの生活の定着には様々な不自由等が懸念される。このため、復興大臣のもとに関係府省局長級からなるタスクフォースを立ち上げ（平成25年11月13日）、現場から寄せられた現状と具体的な課題を総合的に把握するとともに、避難の長期化や地域によって異なる実情といった現場主義の視点に立脚し、健康・生活面に関する施策を強化することとし、平成26年度予算措置や今後の運用改善の方向性などを施策パッケージとして取りまとめた（平成25年12月13日）。

今後、このパッケージに掲げる施策を踏まえた取組が、関係府省、地方自治体や民間団体等とともに円滑かつ効果的に進められるよう、各施策の解説とともに既に各地で取り組まれている事例を紹介する手引きを作成した。本手引きを一助とし、施策パッケージを踏まえた取組が着実に進められ、避難生活の長期化に伴う健康面の課題や災害公営住宅での新たな生活の定着に向けた課題等がひとつでも多く解決に繋がることを期待したい。

## I 仮設住宅入居者等の避難者に対する健康支援への対応

### 主要な課題等

- ①多様化する被災者の問題や悩みへの対応（仮設住宅に残された人の取り残され感への対応、健康・介護の観点で状況の深刻な人への支援、支援する側の心のケアや体制の強化等）
- ②疾病予防をはじめとした健康支援の実務担当である保健師不足への対応
- ③仮設住宅等への見守り、心のケア、健康支援の継続及び変化にあわせた柔軟な対応が可能な予算の確保
- ④災害公営住宅等への円滑な移行（人間関係や生活環境の変化への対応、新たな見守り体制づくり等）のための取組

### 活用可能な施策等

#### ・被災地健康支援事業【厚生労働省】

避難の長期化に伴った健康状態の悪化を防ぐ継続的な保健活動を維持するため、仮設住宅等に保健師が巡回して被災者の方の健康状態を確認したり、集会場で体操や運動などの健康教室や健康相談を行うなど、各地域の健康課題に沿った活動を支援するとともに、それらの役割を担う保健師等の確保を支援している。

被災自治体において、このような健康支援活動が引き続き円滑に行えるよう、「被災地健康支援事業」の基金の積増し及び実施期限の延長について平成26年度政府予算で計上している。

－仮設住宅等入居者を対象として、集団健診時に個別健康相談の実施、健診結果に基づく骨粗鬆症や生活習慣病予防教室の開催などが可能である。

【実施状況等：保健師等の確保 岩手県15名、宮城県8名、福島県55名<平成26年3月末時点>】

#### ・被災地の保健師確保依頼の通知発出【復興庁】【厚生労働省】

全国の自治体及び保健師関係団体に対し、被災地の保健師確保に向けた協力を依頼する通知文書を平成26年3月に発出。

#### ・地域支え合い体制づくり事業【厚生労働省】

被災者の生活支援を目的として、被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合的な機能を有する「サポート拠点」の運営等を推進している。被災県、市町村、運営事業者との間で事業内容の調整などを行い、地域固有の実情に応じて柔軟なサービス提供ができるよう支援を行っている。

引き続き、仮設住宅の高齢者等に必要な取組が行えるよう、基金の実施年限を26年度末まで延長するとともに平成26年度予算で15億円を計上している。

－デイサービス等の介護サービスを併設させたサポート拠点の設置が可能であり、併設しない場合も専門職種の配置が可能である。

－仮設住宅に居住する高齢者等の多様化する悩みや生活課題を解決するため、サポート拠点において総合相談、生活支援サービス、交流サロンなどの取組が可能である。

－仮設住宅に居住する高齢者等の見守りとして、サポート拠点のライフサポートアドバイザー（LSA）等の訪問、住民が主体となって行う見守り安否確認等に対する支援が可能である。

【実施状況等：設置個所数 岩手県27か所、宮城県62か所、福島県26か所<平成26年1月時点>】

#### ・東日本大震災被災者の健康状態等に関する調査研究【厚生労働省】

被災者の心身の健康状態等を継続的に把握し、必要に応じて保健指導の実施、医療機関等の紹介を行っている。

## 取組事例

### 応急仮設住宅巡回ラジオ体操教室 ～岩手県大船渡市～

生活不活発病の予防を目的に、市内の応急仮設住宅のうち10箇所を巡回し、ラジオ体操やストレッチ体操を実施。1箇所につき3～4回巡回し、住民主体で継続できるように働きかけている。



活用施策：被災地健康支援事業

### 特定健診会場までのジャンボタクシーの無料運行 ～岩手県大船渡市～

応急仮設住宅等から健診会場までの交通手段を確保するために、ジャンボタクシー等を無料で運行し、特定健診の受診率向上を図っている。



活用施策：被災地健康支援事業

### 親子の食育事業のスキーム作り ～宮城県東松島市～

子どもの肥満や大人のメタボ対策に取り組むに当たって、食育事業を実施するとともに、その課題と効果を検証することを通じて、今後の親子の食育・健康づくり施策に反映させる計画づくりをしている。



活用施策：被災地健康支援事業

### ソーシャルキャピタルの醸成を視野においた 健康支援活動 ～福島県内被災市町村～

仮設住宅や借上住宅等での避難生活や健康不安をかかえながら生活している住民自らが、健康づくりに関心を持ち、積極的に取り組むことが必要となっていることから、健康づくりの核となれる方を育成する講座の実施や、住民自らが今後の健康づくりや高齢者支援に関する話し合いができる機会をもてるよう支援を実施している。

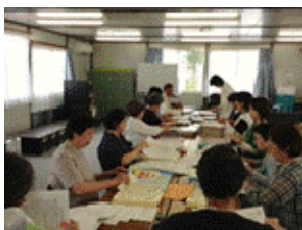


活用施策：被災地健康支援事業

### 借り上げ民間賃貸住宅等の要支援者への 継続的な取組と情報発信 ～宮城県仙台市～

仙台市における仮設住宅の総世帯数約10,500のうち、借り上げ民間賃貸住宅は約82%を占め、市内に点在している状況となっており、高齢者等の要支援者等の健康面の把握は、職員の訪問や郵送等により行ってきた。今後も被災者の世帯状況等の把握を継続的にする。

また、被災者への情報提供としてホームページの他、希望者に被災者支援情報の定期郵送を行うことできめ細かな情報提供を実施。封入・封緘作業には被災者自身に従事いただく事で、引きこもり防止やコミュニティ形成につなげている。



活用施策：地域支え合い体制づくり事業

### 仮設住宅等における生活支援・コミュニティづくり等 ～福島県浪江町～

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、町外に避難した仮設住宅は郊外に建設されている場合が多い。そのため、仮設住宅に入居している高齢者で、自家用車の無い方や家族による送迎が見込めない方を対象とした移動販売を実施。

高齢者の方々にとっての生活必需品の確保の場だけでなく、引きこもり防止のための外出機会の提供につながる。また、出身地区の異なる方々が居住する仮設住宅において、買い物を通じて顔を合わせることで、新たなコミュニティづくりにも寄与できる。



活用施策：地域支え合い体制づくり事業

## 活用可能な施策等（つづき）

### ・被災者の心のケア支援事業【厚生労働省】

被災3県に心のケアセンターを設置し、心のケアに関する訪問・来所相談等の相談対応、市町村の保健師等に対する後方支援などを実施している。各関係機関が地域の実情に合わせた対応が取れるよう、地域の医療機関・保健福祉関係機関・民間団体等との連絡調整会議を実施。意見交換や情報共有を行っている。

－被災者に対しては、心のケアセンターが行う専門家による訪問支援等が行われている。支援者に対しては、教育機関、医療機関、行政関係職員等に対して相談支援が行われている。

[実施状況等：専門スタッフ配置数 岩手県46名、宮城県65名、福島県59名<平成26年4月時点>]

### ・復興支援員【総務省】

コミュニティの再構築を図るため、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等を行う「復興支援員」を配置する地方公共団体を支援している。

－被災者の見守りや地域おこし活動等を行う「復興支援員」の配置が可能である。地方公共団体による支援員のスキルアップを目的とした活動報告会等の実施が可能である。

[実施状況等：活動数 13団体（3県10市町村）において計181名<平成25年度>]

### ・地域コミュニティ復興支援事業【厚生労働省】

高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、ニーズ把握、総合相談及び交流場所などのサービス提供、見守り等の支援体制の構築等を一体的に実施し、地域コミュニティの復興支援を図っている。

－民生委員、児童委員や社会福祉協議会による見守りに加え、様々な民間事業者等と連携し、きめ細やかに支援している。公民館や空き店舗等を活用した交流の場を提供している。幅広い福祉的相談に対応可能な社会福祉士、精神保健福祉士等の相談専門員の配置が可能である。

[実施状況等：実施自治体数 3県 51市町村<平成25年4月時点>]

## 主要な課題等

④アルコール依存の問題への対応

⑤震災のストレスによるDVや家庭環境悪化の防止

## 活用可能な施策等

### ・被災者の心のケア支援事業【厚生労働省】

被災3県に心のケアセンターを設置し、心のケアに関する訪問・来所相談等の相談対応、市町村の保健師等に対する後方支援などを実施している。各関係機関が地域の実情に合わせた対応がとれるよう、地域の医療機関・保健福祉関係機関・民間団体等との連絡調整会議を実施。意見交換や情報共有を行っている。

－アルコール依存など専門性を要する難しい問題に対しても、心のケアセンターが行う専門家による訪問支援等で対応し、必要に応じて医療機関や自助グループにつながられている。

[実施状況等：専門スタッフ配置数 岩手県46名、宮城県65名、福島県59名<平成26年4月時点>]

### ・寄り添い型相談支援事業【厚生労働省】

被災地での生きにくさや暮らしにくさを抱える人が何時何処でも相談でき、誰でも適切な支援を迅速に受けられるようにするため、悩みを傾聴し、支援機関の紹介や必要に応じた同行支援等を実施して、具体的な解決に繋げる寄り添い支援を行っている。

### ・東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業【内閣府】

長引く避難生活や生活不安などにより女性が様々な不安や悩み、ストレスを抱えることや、女性に対する暴力が懸念されることから、電話及び面接により相談を受け付けるとともに、仮設住宅等を訪問するなどの直接相談を実施している。また、実地指導・研修等やグループワーク等の実施を支援している。

## 被災者への心のケア相談

岩手県、宮城県、福島県に心のケアセンターを設置し、訪問相談・来所相談等による相談対応、市町村保健師に対する後方支援、同行訪問、支援者(教育機関、医療機関、行政機関職員等)に対する支援等を実施している。

### 岩手県こころのケアセンター・みやぎ心のケアセンター・ふくしま心のケアセンター



【訪問相談】  
相談事例等で訪問が必要な方に対する訪問相談の実施



【心のケア従事者同士の交流会】  
震災直後から強いストレスを受けている支援者等に対しメンタルケアのための交流会の実施



【薬剤師対象研修会】  
薬剤師や保健師などの専門職に対する地域支援講座の実施

活用施策：被災者の心のケア支援事業

## 取組事例



### 24時間365日無料の電話相談 (よりそいホットライン)

被災地において、生きにくさや暮らしにくさを抱える人がいつでもどこでも相談でき、誰でも適切な支援を受けられるようにするため、24時間365日無料の電話相談窓口を設置し、地域の協力団体と連携し、必要に応じ、面接相談や同行支援を行い、具体的な解決に繋げる寄り添い支援を行う。

活用施策：寄り添い型相談支援事業

## 女性の悩み・暴力に関する相談

被災地においては、長引く避難生活や生活不安などにより女性が様々な不安や悩み、ストレスを抱えることや、女性に対する暴力が懸念されることから、電話及び面接により相談を受け付けるとともに、仮設住宅等を訪問するなどして直接相談を受け付けることにより、安心して相談できるサービスを提供している。



活用施策：東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業

## 主要な課題等

- ⑥高齢者、子ども、障害者に対して区別なく支援する多機能事業所の整備
- ⑦仮設住宅の1年毎更新への不安の解消

## 活用可能な施策等

### ・共生型福祉施設【厚生労働省】

現行制度の活用（※）により、高齢者、障害者及び子どもがともに利用でき、身近な場所で通所、泊まり、子育て支援等をコンパクトに1つの場所で担う共生型福祉施設の設置・運営が可能である。

現行制度の活用により共生型福祉施設を設置・運営する方法を周知している。

※ 介護保険サービス、障害福祉サービス、子育て支援サービス等の各種事業を組み合わせ実施

### ・応急仮設住宅の供与【内閣府】

災害救助法に基づき応急仮設住宅の供与を実施している。

地域における恒久住宅の整備状況等の実情を踏まえ、自治体の判断で供与期間の延長が可能な旨周知している。

－応急仮設住宅の3年から4年の延長について、岩手県、宮城県、福島県、茨城県から内閣府に申請があり、平成25年9月までにいずれも承認している。

## その他の参考施策

### ・「新しい東北」先導モデル事業【復興庁】

幅広い担い手（企業、大学、NPO等）による先導的な取組を加速するため、モデル事業を選定して支援している。

－平成25年度は以下のような取組を支援している。

- ・24時間対応の多職種連携システム(医療・看護・介護等)の構築に向けた取組
- ・高齢者等を対象とした農園を設置し、農作業への参加を通じて、孤立防止、生きがい満足度の向上、健康増進を図る取組
- ・高齢者やシングルファミリーの孤立防止等の役割を共助的に担う「コミュニティ・サポートセンター」の試行的な運用を行う取組
- ・高齢者、障害者、児童を含め、地域住民全体を対象とする「共生型支え合い拠点」の設立を促進するための取組



## 取組事例

### 農園を活用した孤立防止・健康づくり ～宮城県・石巻市、岩手県・陸前高田市～



#### <宮城県・石巻市>

NPO法人フェアトレード東北では、震災後、孤立した被災者に農場で働いてもらい、生きがい・コミュニティづくり、就労支援の場を提供する「ソーシャルファーム」事業を実施している。

平成25年度の先導モデル事業では、他地域への横展開が可能なモデル作りを目指し、特に高齢者を中心に、農場での活動が参加者にどのような影響を及ぼすか実証的に検証。より持続的に実施していくための具体的な方法についても検討している。

#### <岩手県・陸前高田市>

岩手県立高田病院では、震災後、仮設住宅の住民の生活不活発病予防を目的として、農園を設置している。

平成25年度の先導モデル事業では、農園活動に積極的に参加しない層（主として男性）の活動を促すため、農園で採れた野菜等、地域の食材を活かした料理教室・食事会も併せて実施。さらに、保健師が参加して保健指導を実施し、コミュニティ全体の健康増進を目指す。

活用施策：「新しい東北」先導モデル事業

## II 子どもに対する支援の強化への対応

### 主要な課題等

- ①狭い仮設住宅における運動不足や安心して外で遊べないことによる肥満増加に対応するための子どもの遊び場の整備
- ②仮設住宅等で暮らす子どもが安心して過ごせる居場所づくり
- ③避難生活に伴い生じている子どもの学習の空白への対応のための学習塾をはじめとした学習支援や学ぶ環境の整備

### 活用可能な施策等

#### ・被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業【厚生労働省】

従来より安心子ども基金の活用により実施してきた子どもの心のケア等の取組について、避難生活の長期化等に伴う子どもの健康面への影響等を踏まえ、支援を強化し、対応する施策を統合補助金として再編し、総合的支援を図ることとしている。

－親を亡くした子ども等への相談・援助事業(継続・拡充)

※心のケアに加え、体のケアに関する相談・援助も行うよう対象を拡大

－仮設住宅に住んでいる子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業(新規)

－遊具の設置や子育てイベントの開催(継続・拡充) ※対象範囲を福島県から被災3県に拡大

#### ・子ども元気復活交付金【復興庁】

原発事故の影響により減少した子どもの運動機会を確保するため、福島において遊具の更新や運動施設の整備等を行っている。ハード整備に併せて、ソフト事業(プレイリーダーの養成等)の実施も支援している(平成25年度補正予算より福島再生加速化交付金に統合)。

#### ・学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業【文部科学省】

学校・公民館等を活用し、被災した子どもたちの放課後等における学習支援や地域住民の学習・交流活動の促進を図ること等を通じ、被災地の地域コミュニティの再生を支援している。

【実施状況等：取組実施自治体数 155自治体(平成25年度)】

## 取組事例

### 被災地の子どもたちへの支援策 ～岩手県～

被災地における子どもが心身ともに健やかに育てられるよう、被災した児童やその家族への相談・援助事業等に対して支援を実施している。

各年度延利用者数 H23：287人 H24：435人 H25(12月末)：1,261人

・H23年6月から被災地3カ所で児童精神科医等による相談を実施。

・平成25年からは中長期的な支援を行うための全県的な拠点として「いわてこどもケアセンター」を設置。

・児童精神科クリニックでの診療、支援者研修の開催など、保健・医療・福祉・教育の多分野・多職種連携による支援を展開。

#### いわてこどもケアセンター

児童精神科医・看護師・作業療法士・臨床心理士・精神保健福祉士・保育士など



多職種チーム



診療



多職種症例検討会



支援者研修



活用施策：安心こども基金

### 多様な運動機会を提供する「スマイルキッズパーク」の整備 ～福島県本宮市～

原発事故の影響により減少した子どもの運動機会を確保するため、福島において運動施設の整備等を行う「子ども元気復活交付金」の活用が進められ、多様な運動機会の提供、ハード整備に併せたプレイリーダーの養成等のソフト事業が推進されている。

<福島県 本宮市の例>

- ・子どもたちが安心して遊ぶことができる場所として、既存の屋内運動施設（スマイルキッズパーク）を増築し、平成25年11月にリニューアルオープン。
- ・併せて隣接する「記念樹の杜」にて、屋外遊び場を整備することにより、多様な運動機会を提供予定。
- ・さらに、子どもがいまいきと遊ぶことのできる環境をつくる「プレイリーダー」を養成することで、子どもたちやその親たちが安心して活動できる空間を提供。



リニューアルオープン時の様子



「記念樹の杜」整備イメージ



プレイリーダー養成研修

活用施策：子ども元気復活交付金

### 学びを通じた地域住民の交流（ならはキャンパス） ～福島県・楡葉町～

移転先のいわき市に開設し、NPO法人と連携して子どもの学習支援、保護者同士の交流、コミュニティ・キッチン等の企画運営等、学びを中心にして、地域住民が交流するきっかけをつくっている。

- ・児童生徒向け放課後学習支援教室「ゆずり葉学習会」  
学習支援員等が放課後等の生徒の安全で安心な居場所を確保する。教育委員会、学校の教職員と連携しながら、実施内容と時間割を作成。進路相談として他高校や大学進学に向けたアドバイスを実施。
- ・ICTを利用した遠隔型個別学習支援  
学習遅れの解消のために、ICTを利用した学習進度に合わせた学習ドリルによって学び直すと共に、学習支援員による学習計画等の指導を実施。
- ・ならはスポーツクラブ  
スポーツイベントや講座の実施。試合相手の招へい、地域のスポーツクラブの紹介などを行う。スポーツや体験活動を通じた体力強化を行うことで、学習上必要な集中力、筋力、根性を身につける。



ゆずり葉学習会の様子

活用施策：学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業

## 活用可能な施策等（つづき）

### ・国立青少年教育施設を活用したリフレッシュキャンプ【文部科学省】

（独）国立青少年教育振興機構において、子どもたちの心身の健全育成やリフレッシュのため、国立青少年教育施設で自然体験活動等ができる機会を提供している。

[実施状況等：210回実施、参加者は約22,705人<平成26年3月まで>]

### ・福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業【文部科学省】

福島県内の子供たちを対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県外の子供たちとの交流活動を支援する。

## 主要な課題等

④震災の影響により心身のケアが必要となっている子どもを支える体制の構築

⑤仮設住宅等から恒久住宅等への移行に際し、子どもが移転先の子供たちと馴染めるのが懸念。こうした不安の相談にきめ細かく応じる取組の支援

⑥震災のストレスによる家庭環境の悪化を防止する対策

⑦ひとり親家庭に対する支援

## 活用可能な施策等

### ・被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業【厚生労働省】

従来より安心子ども基金の活用により実施してきた子どもの心のケア等の取組について、避難生活の長期化等に伴う子どもの健康面への影響等を踏まえ、支援を強化し、対応する施策を統合補助金として再編し、総合的支援を図ることとしている。

－親を亡くした子ども等への相談・援助事業(継続・拡充)

※心のケアに加え、体のケアに関する相談・援助も行うよう対象を拡大

－子ども健やか訪問事業(新規)

### ・寄り添い型相談支援事業【厚生労働省】

被災地での生きにくさや暮らしにくさを抱える人が何時何処でも相談でき、誰でも適切な支援を迅速に受けられるようにするため、悩みを傾聴し、支援機関の紹介や必要に応じた同行支援等を実施して、具体的な解決に繋げる寄り添い支援を行っている。

－被災地においては自殺に関する悩みを抱える方が多くいるため、同行支援の際に保健師を同行させるなど支援の強化が行われている。

－親の子に対する将来への不安、家庭環境の悪化、ひとり親の悩みなど家庭環境に関する様々な問題に関する相談にも対応している。

### ・緊急スクールカウンセラー等派遣事業【文部科学省】

被災した幼児児童生徒等の心のケアの充実を図るため、学校等へスクールカウンセラー等を派遣している。また、学校教育活動の復旧支援などの地域のニーズに対応した支援も行っている。

[実施状況等：派遣数 岩手県98名、宮城県338名、福島県301名<平成24年度>]

### ・心のケア対策推進事業【文部科学省】

教職員を対象とする研修会の実施等を通じ、学校における心のケアに対する対応の充実を図っている。

### ・被災地の子供たちの発育状況等に関する調査研究【厚生労働省】

子どもの健康状況について長期的な調査・分析を行い、心身の健全な発達のために必要な支援を検討・実施するとともに、その効果を評価している。

## 国立青少年教育施設を活用したリフレッシュキャンプ

被災地の子どもたちがのびのびと遊び、日頃のストレスを和らげることを目的として、外遊びやキャンプなどの様々な体験活動プログラムを実施している。

平成26年3月までに約210回実施し、約22,705人の参加者があった。

### ＜リフレッシュキャンプの例＞

事業名：ふみだす探検隊

日 程：平成26年1月18日(土)～19日(日)

会 場：国立磐梯青少年交流の家(福島県)

参加者：福島県内の小学1年生～小学6年生 72名

プログラム内容：

1日目午前：集合・開会式

午後：雪遊び（そり遊び等）

遊びリンピック(空き缶積み競争等)

2日目午前：雪遊び（スノーシューハイキング等）

午後：閉会式・解散



空き缶積み競争

雪遊び



活用施策：国立青少年教育施設を活用したリフレッシュキャンプ

## 取組事例

### スクールカウンセラーの派遣 ～福島県・相双地域～

「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」を活用し、京都府教育委員会から福島県相双地区への支援活動を実施。平成24年1月から3月には、新地町、飯館村、富岡町の小中学校へ、24年9月から25年3月には、新地町、飯館村の小・中学校へ、平成25年6月から26年3月には、新地町の小中学校、飯館村の小学校へ、各町村に1名のスクールカウンセラーを1週間交替のローテーション方式で派遣し、心のケアに関する活動を支援。京都府内の学校に勤務しているスクールカウンセラーだけでなく、大学や医療機関等に勤務している臨床心理士も派遣を希望し、3年間で延べ150名のスクールカウンセラーを派遣。

- ・スクールカウンセラーが1週間ごとに交替するという配置方法は、前例がなかったが、派遣校の教職員との信頼関係が深まるとともに、児童生徒へのカウンセリング、全校面接や校内研修の実施、支援の必要な学年・学級へのコンサルテーションなど、学校の実態に応じて柔軟に活用されるようになった。



スクールカウンセラーの活動の様子  
(飯館村立飯樋小学校)

- ・また、京都府にスーパーバイザーによる後方支援チームを設置し、派遣者間の引継ぎ会議を運営して、現地での活動が円滑に進むよう工夫。
- ・活動終了時には、不登校等の児童生徒の抱える課題の改善や児童生徒理解の深まりによる、教職員の指導力向上などの成果を上げることができた。
- ・仮設住宅での生活が長期化し、補償の問題や復興格差などが表面化する中で、児童生徒や保護者、教職員への心のケアの必要性は、ますます高まることが予想。今後も、現地のニーズに応じた活動を継続。

活用施策：緊急スクールカウンセラー等派遣事業

・「新しい東北」先導モデル事業【復興庁】

幅広い担い手（企業、大学、NPO等）による先導的な取組を加速するため、モデル事業を選定して支援している。

ー平成25年度は以下のような取組を支援している。

- ・野外での活動制限による肥満傾向と運動能力低下の因果関係を調査しつつ、指導員による改善効果の検証等を実施する取組
- ・室内の運動遊び場を提供し、併せて運動教室や食育教室を開催する取組
- ・子どもに学習活動と遊び活動を組み合わせて提供し、子どもたちの意欲と能力を向上させる取組
- ・子どもの居場所づくりやシングルファミリーの孤立防止等の役割を共助的に担う「コミュニティ・サポートセンター」の試行的な運用を行う取組
- ・児童も含めた地域住民全体を対象とする「共生型支え合い拠点」の設立を促進するための取組
- ・人材育成と新たな産業の創造やコミュニティの活性化等の相乗効果を生むことを目指し、教育を軸として地域振興を推進する取組

子どもの遊び場づくり活動 ～福島県・郡山市、宮城県・岩沼市～

<福島県・郡山市>

NPO法人郡山ペップ子育てネットワークは、震災後、子どもに質の高い運動遊びを提供するため、屋内遊び場を設置するとともに、子どもの遊びをリードするプレイリーダーを配置している。

平成25年度モデル事業では、子どもの運動不足が基本的動作に与える影響の分析や、肥満児の生活環境・食育環境の実態調査など、子どもたちの成育環境における課題を実証的に考察する。

プレイリーダーについて、運動遊びの方法に加え、食育環境や心のケアに関する専門性を高めていく取組も実施している。

<宮城県・岩沼市>

NPO法人冒険あそび場せんだい・みやぎネットワークは、プレイリーダーが遊びの道具や材料を積んで出張する、出前の遊び場活動を実施している。

平成25年度先導モデル事業では、日本公園緑地協会の協力のもと、地域住民の積極的な参加を得ながら継続的に「遊び場」活動を運営していくためのノウハウをモデル化している。

さらに、外遊びや自然との触れ合いが子供の成長に与える影響について検討する。

活用施策：「新しい東北」先導モデル事業



### Ⅲ 医療・介護人材の確保への対応

#### 主要な課題等

- ①地域の医師不足に対する改善策  
(研修医等が地域病院で勤務する意欲を持てるような仕組みや、地域病院に勤務しながら先進医療教育を受けられる環境等)
- ②地域の看護職員不足に対する改善策

#### 活用可能な施策等

##### ・地域医療再生基金【厚生労働省】

都道府県が策定する地域医療再生計画、医療の復興計画に基づく事業を支援するため、都道府県に設置している。

－地域の医師や看護師の不足に対しても、県が策定する地域医療再生計画や医療の復興計画等に基づく関連事業を支援している。

##### ・地域医療再生基金を活用した医師確保対策【厚生労働省】

被災3県においては、地域医療再生基金を利用し、

- (1) 各地域に派遣する医師を確保するための寄付講座を設置
- (2) 地域医療に従事する医師を確保するための修学資金を貸与
- (3) 被災地の医療機関における県外等からの派遣医師の受入れ支援等の地域の実情に応じた医師確保にかかる取組を実施している。

##### ・地域医療再生基金を活用した看護職員確保対策【厚生労働省】

被災3県においては、地域医療再生基金を利用し、地域の実情に応じた看護職員の確保にかかる取組を実施している。

<福島県の例>

- ・修学資金の貸付、看護職就職フェアや病院見学会、就職支援情報サイト「福島県看護ナビ」の開設、人件費や宿舎確保のための賃貸料の補助などを実施
- ・平成25年10月からは、以下のような取組を実施し、避難している有資格者の帰還と就職を促進
  - －離職した看護職員が復帰する際の支度金の支給
  - －地元学生が地元の医療機関に就職するための支援
  - －都市部から転職する際の給与格差補てん
  - －現在勤務している職員の処遇改善経費に対する支援

##### ・地域医療支援センター【厚生労働省】

医師のキャリア形成支援と一体的に、地域の医師不足病院の医師確保を支援等するため、その運営に要する費用を補助。各県のセンターでは、地域医療に従事する医師を養成するための条件付き奨学金の支給や医師の無料職業紹介事業、修学資金貸与者の配置調整等地域の状況に応じた事業が実施されている。

各地域医療支援センターにおける取組の成果が共有されるよう、地域医療支援センターに係る情報交換会を開催している。

[実施状況等：医師の配置調整・派遣・あっせん数 岩手県26人、宮城県62人、福島県に50人  
<平成25年7月時点>]

##### ・未来医療研究人材養成拠点形成事業【文部科学省】

東北大学病院及び本事業に参加する地域教育拠点の連携により、大学及び大学病院を通じて高度医療を支える人材の養成及び新しい医療技術の開発等を担う人材の養成を促進するとともに、地域医療の最後の砦である大学病院の機能を強化する事業を実施している。



### ・被災者健康支援連絡協議会【厚生労働省】

全国の医療関係団体で構成する枠組みで、医療機関ごとのニーズに合わせた医師等の派遣の調整を実施している。

[実施状況等：医師派遣数（延べ） 岩手県188人、宮城県42人、福島県255人＜平成26年3月時点＞]

### ・一般施策による看護職員の確保支援【厚生労働省】

(1) ナースセンター事業により、被災3県の看護職募集を重点的に広報。

(2) 平成25年10月より、公的職業紹介機関におけるマッチング機能強化のため、ナースセンター・ハローワーク連携モデル事業を福島県を含む全国3県で実施。

※ナースセンター事業：国・都道府県の指定する中央・都道府県ナースセンターで無料職業紹介などを実施している事業

## 取組事例

### 被災地における医療の確保

被災地における医療を確保するため、医療施設の復旧・復興や医師等の確保を支援している。

- ①被災3県に震災以降、地域医療再生基金を合計1,480億円交付
- ②被災3県に設置されている地域医療支援センターに対する運営費を補助
- ③全国の医療関係団体の協力を得た被災地への医師派遣
- ④厚生労働省相双地域等医療・福祉復興支援センターによる現地のニーズ把握や関係機関間の調整



岩手県立高田病院(仮設病院、H24.2~)  
※平成29年度に新病院開院予定



石巻市立病院の基本設計イメージ図  
※平成28年度に新病院開院予定

### 《具体的な内容・成果》

- 被災3県では「地域医療再生基金」を活用して、津波により被災した病院の移転新築や原発事故の避難指示解除後の住民帰還にあわせた診療再開支援（施設・設備整備や運営費補助）といったハードやソフトの事業を実施している。
- 医師のキャリア形成支援と一体的に、地域の医師不足病院の医師確保の支援等を行う「地域医療支援センター」の運営経費を補助し、平成25年7月までの間に、岩手県で26人、宮城県で62人、福島県で50人の医師が派遣・あっせんされている。
- 被災地域の中核的な医療機関における医師確保を支援するため、全国の医療関係団体の協力を得て、平成23年9月から平成26年3月までの間に被災地へ延べ597人（岩手188人、宮城42人、福島255人、茨城112人）の医師を派遣している。
- 医師等の確保が課題となっている福島県相双地域やいわき市について、「厚生労働省相双地域等医療・福祉復興支援センター」を置き、本省職員が現地を定期的に訪問して個別のニーズを把握しつつ関係機関間の調整を実施している。（南相馬市立総合病院、いわき市立総合磐城共立病院ほか）

活用施策：地域医療再生基金

## 主要な課題等

- ④介護人材不足に対する改善策
- ⑤介護人材の不足に対応し、壮健な高齢者に介護職として活躍してもらうための仕組みづくり
- ⑥被災地での勤務を希望する介護職員等に対し、採用側が住宅の準備を行えるような支援

## 活用可能な施策等

### ・福祉・介護人材確保緊急支援事業【厚生労働省】

福祉・介護人材の確保及び定着を目的とし、福祉・介護人材の参入促進、潜在的有資格者等の再就業促進、福祉人材センターを通じた福祉・介護人材マッチング機能強化等を行っている。

### ・介護福祉士等修学資金貸付事業【厚生労働省】

福祉・介護人材の確保及び定着を目的とし、介護福祉士等養成施設の入学者に対し、修学資金の貸付を行っている。

### ・生活・介護支援サポーター養成事業【厚生労働省】

高齢者に対して、生活・介護支援サービス等を行うため、一定の福祉・介護に関する知識や技術を持った担い手を養成する「生活・介護支援サポーター養成事業」を実施している。

### ・被災地における福祉・介護人材確保事業【厚生労働省】

特に福祉・介護人材の確保が困難となっている福島県相双地域等における支援の強化を図るため、「被災地における福祉・介護人材確保事業」を平成26年度政府予算に計上している。

### ・相双地域等医療・福祉復興支援センター【厚生労働省】

福島県相双保健福祉事務所内に設置し、現地のニーズ把握や関係機関間の調整を実施している。  
－医療・介護人材の不足のうち、特に人材の確保が困難な福島県相双地域における支援を実施している。

### ・介護職員等の応援派遣に係る取組【厚生労働省】

介護人材不足の解決に向けた検討の場として、福島県とともに県社会福祉協議会等の協力を得て「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」を設置。同会議の決定をもとに、厚生労働省から地方公共団体及び関係団体に対し、介護職員等の応援派遣募集に係る協力を依頼している。

[実施状況等：応援派遣数 延べ376人<平成26年3月末時点>]

一般向け及び学生向け介護職員初任者研修 ～福島県～

1 一般向け介護職員初任者研修事業

＜事業の概要＞

法人等が実施する介護職員初任者研修事業の開催費用に対して助成を行うことにより、受講者の負担を軽減し、地域において必要な人材を育成するとともに、研修修了者に対し就労支援を実施することで、人材を確保する。

＜事業の成果＞

現在まで延べ15の法人が研修を実施しており、受講者は1月末現在で404人となっている。



2 学生向け介護職員初任者研修資格取得支援事業

＜事業の概要＞

県内の福祉・介護分野の事業所等に勤務を希望する来春卒業予定の高校生などに介護職員初任者研修修了の資格を取得できる機会を設け、就業を支援する。

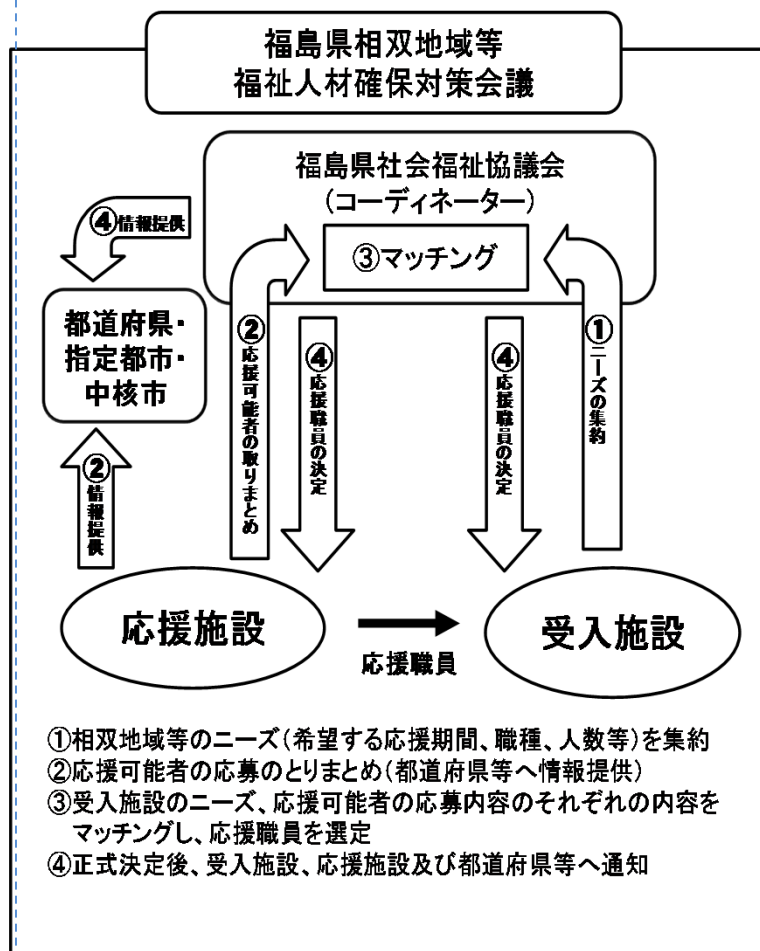
＜事業の成果＞

夏休み及び春休みを利用して59名が受講している。



活用施策：福祉・介護人材確保緊急支援事業

福島県相双地域等への介護職員等の応援について



- 福島県相双地域等では、介護職員等の避難や離職により、特別養護老人ホーム等においてマンパワーが不足。
  - このため、福島県と協働で、福島県社会福祉協議会などの関係団体の協力を得て、人材不足の解決に向けた検討の場として、「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」を設置。
  - 平成24年5月31日にこの会議を開催し、雇用確保対策を基本としつつ、応急的な対応として、近隣自治体から応援職員を募集し、相双地域等の施設の運営を支援することを決定。同年6月4日付で、厚労省から地方自治体に対し、応援可能職員の募集を依頼(募集開始)。
  - 福島県の調査(H24.9)によれば未だ人材不足が改善されていないことから、事業期間を1年間延長し平成26年3月31日までとすることとした。また、応援先の対象地域を従来の相双地域、いわき市に加え、田村市の一部(旧緊急時避難準備区域)も対象とした。(平成24年12月)
  - 福島県の調査(H25.12)によれば未だ人材不足が改善されていないことから、事業期間を更に1年間延長し平成27年3月31日までとすることとした。(平成26年1月)
  - 応援施設と受入施設の条件のマッチングの結果、平成24年6月から平成26年3月末までの延べ応援人数は 376名  
 平成26年4月から平成26年6月末までの延べ応援人数は 48名(見込み)
- 合計 424名(見込み)

活用施策：介護職員等の応援派遣に係る取組

・**「新しい東北」先導モデル事業【復興庁】**

幅広い担い手（企業、大学、NPO等）による先導的な取組を加速するため、モデル事業を選定して支援している。

－平成25年度は以下のような取組を支援している。

- ・高齢者やシングルファミリーの孤立防止、子どもの居場所づくり等の役割を共助的に担う「コミュニティ・サポートセンター」の試行的な運用に、高齢者自身がかかわり、地域を支える取組
- ・高齢者、障害者、児童を含め、地域住民全体を対象とする「共生型支え合い拠点」について、元気な高齢者等にその担い手となることを促す取組

・**東北地域医療情報連携基盤構築事業【総務省】**

医療提供体制に大きな被害を負った医療圏において、医療機関等が保有する被災者等の医療健康情報を、クラウド技術を活用して、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するための医療情報連携基盤の構築を支援している。

－遠隔医療相談等の実施により、医療偏在等によって専門医や大病院が十分に存在しない被災地域においても、日常的に高度な診察を支援している。

## 共生型支え合い拠点の立ち上げ支援 ～宮城県・仙台市～



NPO法人全国コミュニティライフサポートセンターでは、少子高齢化が著しい東北において、高齢者が少しでも長く、なじみ深い地域で生活を続けていくため、住民主体による「共生型支え合い拠点」の設立促進に向けて取り組んでいる。

平成25年度先導モデル事業では、共生型支え合い拠点の立ち上げの促進に向け、活動・起業の方法等を学ぶことのできる研修プログラムの開発やテキストを作成するとともに、試行的な研修を通じて、プログラムやテキストの検証・評価も実施している。

活用施策：「新しい東北」先導モデル事業

## IV 恒久住宅の整備と仮設住宅等からの移転に伴う課題への対応

### 主要な課題等

- ①仮設住宅のように住居がまとまっていない恒久住宅における見守り体制の構築
- ②高齢者が生活支援・医療・介護などのサービス提供を受けられる恒久住宅の整備
- ③恒久住宅における住民も担い手になるような地域包括ケアの体制の構築

### 活用可能な施策等

#### ・地域コミュニティ復興支援事業【厚生労働省】

高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、①住民のニーズ把握、総合相談及び交流場所などのサービス提供、②見守り等支援体制の構築、③関係者間（被災者、自治体、社会福祉協議会、NPO、ボランティアセンター等）の総合調整等を一体的に実施し、地域コミュニティの復興支援を図っている。

- －恒久住宅での見守りや声掛けについては、生活相談員による個別の訪問を通じて、被災者の不安の解消や支援者の支援など地域の実情に応じた支援が可能である。
- －民生委員、児童委員や社会福祉協議会による見守りに加え、様々な民間事業者等と連携して支援している。

[実施状況等：実施自治体数 3県 51市町村<平成25年4月時点>]

#### ・ICT地域のきずな再生・強化事業【総務省】

地元地域と避難住民との間の円滑なコミュニケーションの確立により、ICTによる地域のきずなの再生・強化を図るため、仮設住宅や全国各地に避難している住民に、地元地域の行政情報、生活情報、復興情報等を正確・迅速に提供し、地域の情報共有を円滑化するための情報通信環境の構築を支援している。

- －避難者への行政情報・地域情報等の提供とあわせ、避難者の健康管理・見守り等のシステム構築への支援が可能である。

#### ・復興支援員【総務省】

コミュニティの再構築を図るため、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等を行う「復興支援員」を配置する地方公共団体を支援している。

- －被災自治体が「復興支援員」を配置し、恒久住宅に移った後の見守りや声かけ等に従事させることが可能である。

[実施状況等：活動数 13団体（3県10市町村）において計181名<平成25年度>]

#### ・スマートウェルネス住宅等推進事業【国土交通省】

高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が交流し、安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、民間事業者等に対する整備費等の支援について、平成26年度政府予算で計上している。

- －サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が、民間事業者、医療法人、社会福祉法人、NPO等に直接補助を行っている。

## 取組事例

### 生活支援相談員によるコミュニティづくりへの支援活動

社会福祉協議会やNPOに生活支援相談員を配置し、避難者の安否確認や日常生活の困りごと相談など、訪問活動を通じて不安の解消を図り、避難者の孤立化を防いでいる。



#### 県社協、市町村社協、NPO

#### 生活支援相談員の活動

- ・見守り活動や困りごと相談、行政情報の提供
- ・民生委員など関係機関へのつなぎ
- ・自治会との連携、世話役の掘り起こし
- ・避難者の地域での役割づくり
- ・地域の交流イベントやサロンへの案内



被災された方と、地域住民の方が交流するイベント開催やサロンを設置するなど、避難者と住民がともにつながり生き生きと安心して暮らせる地域づくりを行っている。



活用施策：地域コミュニティ復興支援事業

### ICTを活用した地域の見守り ～宮城県石巻市～

市内外へ避難を余儀なくされている住民へのリアルタイムな情報提供及び応急仮設住宅や災害公営住宅入居者へのきめ細やかな情報提供・健康管理を行うため、入居者の見守りや住民への情報提供に必要な情報通信環境を構築し、住民への情報提供・住民の見守りを一体的に実施している。



活用施策：ICT地域のきずな再生・強化事業

### スマートウェルネス住宅の実現

高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が交流し、安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、民間事業者等に対して整備費等の支援を行うこととしている。

#### ① サービス付き高齢者向け住宅整備

- サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、整備費に対して、国が民間事業者等に補助を行う。

〔住宅〕補助率：建設・買取 1/10、改良 1/3 補助限度額：100万円/戸  
〔高齢者生活支援施設〕補助率：建設・買取1/10、改良 1/3 補助限度額：1,000万円/施設

#### ② スマートウェルネス拠点整備

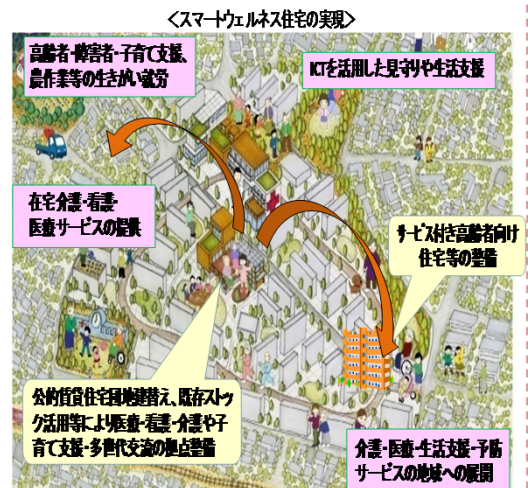
- 高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定確保や地域住民の健康の維持・増進、多様な世代の交流促進、地域コミュニティ活動の活性化等の取組みに関する計画（スマートウェルネス計画）に基づき、住宅団地等における併設施設の整備費に対して、国が民間事業者等に補助を行う。

補助率：建設・買取・改良 1/3  
補助限度額：1,000万円/施設

#### ③ スマートウェルネス住宅等推進モデル

- 高齢者、障害者、子育て世帯の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する先導的な事業として選定されるものに対し補助を行う。

〔建設工事費〕補助率：建設・買取 1/10、改良 2/3  
〔技術の検証費、情報提供及び普及費等〕補助率：2/3



活用施策：スマートウェルネス住宅等推進事業（平成26年度）

## 主要な課題等

- ④仮設住宅から恒久住宅への移行における公平性にも配慮した新たなコミュニティづくり
- ⑤災害公営住宅等への円滑な移行（人間関係や生活環境の変化への対応、新たな見守り体制づくり等）のための取組

## 活用可能な施策等

### ・復興支援員【総務省】

コミュニティの再構築を図るため、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等を行う「復興支援員」を配置する地方公共団体を支援している。

－被災自治体が「復興支援員」を配置し、新たなコミュニティづくり等の取組に従事させることが可能である。

－被災者の見守りや地域おこし活動等を行う「復興支援員」の配置が可能である。地方公共団体による支援員のスキルアップを目的とした活動報告会等の実施が可能である。

[実施状況等：活動数 13団体（3県10市町村）において計181名<平成25年度>]

### ・地域コミュニティ復興支援事業【厚生労働省】

高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、ニーズ把握、総合相談及び交流場所などのサービス提供、見守り等の支援体制の構築等を一体的に実施し、地域コミュニティの復興支援を図っている。

－民生委員、児童委員や社会福祉協議会による見守りに加え、様々な民間事業者等と連携し、きめ細やかに支援している。公民館や空き店舗等を活用した交流の場を提供している。幅広い福祉的相談に対応可能な社会福祉士、精神保健福祉士等の相談専門員の配置が可能である。

[実施状況等：実施自治体数 3県 51市町村<平成25年4月時点>]

### ・「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」【文部科学省】

学校・公民館等を活用し、被災した子どもたちの放課後等における学習支援や地域住民の学習・交流活動の促進を図ること等を通じ、被災地の地域コミュニティの再生を支援している。

－新たなコミュニティの構築に当たっては、学校や公民館等を活用して、放課後や週末等の児童・生徒の学習支援、地域課題に係る学習会の実施、スポーツ・レクリエーション活動の支援、ICTを効果的に活用した学習支援など地域住民の学習・交流活動の促進が可能である。

[実施状況等：取組実施自治体数 155自治体（平成25年度）]

### ・コミュニティ復活交付金【復興庁】

長期避難を余儀なくされる福島の復興公営住宅の整備を中心とした受入自治体の基盤整備等を推進するとともに、コミュニティ維持などの避難者支援のためのソフト施策を一体的に実施している（平成25年度補正予算より福島再生加速化交付金に統合）。

### ・公営住宅の整備に当たっての適切な情報の提供【国土交通省】

公営住宅の入居に関しては、地方公共団体の判断により、地域を限定した公募等を行うことも可能であり、その活用事例等について地方公共団体に引き続き情報提供を図っていく。



## 取組事例

### スポーツ・レクリエーション活動の支援 ～福島県・郡山市、楡葉町～

- ・子どもから高齢者まで地域を代表するスポーツとしてスーパーカラムを実施。各世代毎の事業のほか、親子ゲーム大会として、外遊びを制限されている子どもに対して多様な動きを習得させる。また、親子のふれあいを促進する。<郡山市緑ヶ丘スポーツクラブ>
- ・仮設住宅の住民には高齢者が多く、生活が不活発になることから来る体力の低下を防ぐため、ストレッチなどを実施。ボランティアが参加することで住民間の交流を図る。<楡葉町スポーツクラブ「衆」>



郡山市  
緑ヶ丘公民館ホール



楡葉町  
集会所

活用施策：学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業

### 「復興応援隊」によるコミュニティ再生支援 ～宮城県・東松島市～

地域づくりを目的とした住民主体の活動を促進するため、復興に向けて意欲的に取り組む人材を内外から公募し、「復興応援隊」を結成している。

- ・コミュニティの運営支援や仮設住宅と地域コミュニティの交流、連携の支援
- ・自治組織の再建の支援
- ・起業を支援するなど、生業の再生と多様な仕事づくりへの支援の実施
- ・団体設立や活動の支援等、市民活動支援の実施。



コミュニティイベント



住宅再建に向けた  
住民勉強会

活用施策：復興支援員

### 「復興応援隊」によるコミュニティ再生支援 ～宮城県・南三陸町～

地域づくりを目的とした住民主体の活動を促進するため、復興に向けて意欲的に取り組む人材を内外から公募し、「復興応援隊」を結成。コミュニティ再生に向けて各種支援を実施している。

<「復興応援隊」の主な活動>

- ・学びのプログラムの実施及び被災地視察受入のコーディネート
- ・新たな観光資源を調査すること等による体験型観光メニューの整備
- ・地域振興イベントや商店街活性化のための施策の企画、運営等、商店街を軸とした地域振興事業の補助
- ・町の歴史や震災の記録の整備。
- ・地域情報の発信の支援

南三陸さんさん商店街  
(南三陸町志津川地区に  
オープンした仮設商店街)



活用施策：復興支援員

### 地域コミュニティの復興 ～宮城県・仙台市～

慣れない土地で生活する被災者が孤立しないつながりづくりとして、市民センター等でサロン活動を開催している。そのつながりの中で個々の生活再建を支援している。

- ・地域の被災者支援活動を共同開催し、被災者と地域のつながりづくりの支援
- ・市外からの避難者を対象に、「同郷サロン」を被災地社協と共催で開催
- ・生きがいづくりや充実した生活をおくるための作品展やウォーキング教室等の被災者参加型イベント



活用施策：地域コミュニティ復興支事業

## 主要な課題等

⑤住宅の整備における商業地の移動等に伴う交通の便への影響（特に、交通弱者への移動支援）への配慮

## 活用可能な施策等

### ・地域公共交通確保維持改善事業【国土交通省】

被災地域における生活交通を支えるため、補助要件の緩和等の特例措置を通じて、バス交通、乗合タクシー等の確保・維持の支援を行っている。

一よりの確に被災地のニーズに対応するため、平成25年度までの措置としていた地域内輸送の特例措置についても、補助上限額を仮設住宅等の箇所数等に応じたものに見直しつつ、平成27年度まで期限を延長。

## その他の参考施策

### ・「新しい東北」先導モデル事業【復興庁】

幅広い担い手（企業、大学、NPO等）による先導的な取組を加速するため、モデル事業を選定して支援している。

一平成25年度は以下のような取組を支援している。

- ・高齢者やシングルファミリーの孤立防止、子どもの居場所づくり等の役割を共助的に担う「コミュニティ・サポートセンター」の試行的な運用を行う取組
- ・高齢者等を対象とした農園を設置し、農作業への参加を通じて、孤立防止、生きがい満足度の向上、健康増進を図る取組
- ・24時間対応の多職種連携システム(医療・看護・介護等)の構築に向けた取組
- ・コミュニティ放送を活用し、コミュニティ活動への積極的な参加を促す取組
- ・入居者によるワークショップを通じて、コミュニティのコンセプトや、集会所や多目的スペースの設計を行う取組
- ・民間主導型オンデマンドバスにより、高齢者等の移動困難者の外出・移動を支援する取組

### ・復興街づくりICT基盤整備事業【総務省】

復興に向けた新たな街づくりを行う地域等に、住民生活・地域の活性化に必要なICT基盤を整備する地方公共団体を支援している。

一恒久住宅の整備に当たっても、ICT基盤を整備する地方公共団体を支援している。地域の実情を反映した情報通信環境の整備のため、ネットワークについて、ブロードバンド、中継局、共聴施設整備等、多様なメニューが用意されている。

## 取組事例

### 地域住民のニーズに応じたバス交通等に対する柔軟な支援 ～岩手県・陸前高田市～

被災地域における生活交通を支えるため、補助要件の緩和等の特例措置を通じて、バス交通、乗合タクシー等の確保・維持を支援する。

#### 【取組みの具体的な内容】

系統の種類	番号	系統名	取組みの状況
地域間輸送	①	陸前高田住田線	補助要件の緩和により、補助対象路線として運行。
	②	細浦経由高田線	BRT大船渡線と平行して運行し、BRTよりきめ細かい停留所の設置により地域のニーズに対応。
地域内輸送	③	的場線	震災直後は1日2便、その後、車両の確保等により、H246からは震災前の1日6便運行に回復。
	④	合場線	
	⑤	矢の浦線	元々1つの系統を二分化した上、小型車両を導入。また、広田町では、運行回数を増やすことで地域のニーズに対応。
	⑥	広田線	
	⑦	マイヤアップロード店-マイヤ海の里店線	地域のニーズも踏まえ、県立高田病院、アップロード店を交通結節点として系統を再編。
	⑧	福伏-マイヤアップロード店線	狭い道路幅員に対応するため、1BOXタイプの車両を導入し、細いルート設定を実現。

※「番号」は、右記地図に対応。

#### 【具体的な成果・効果】

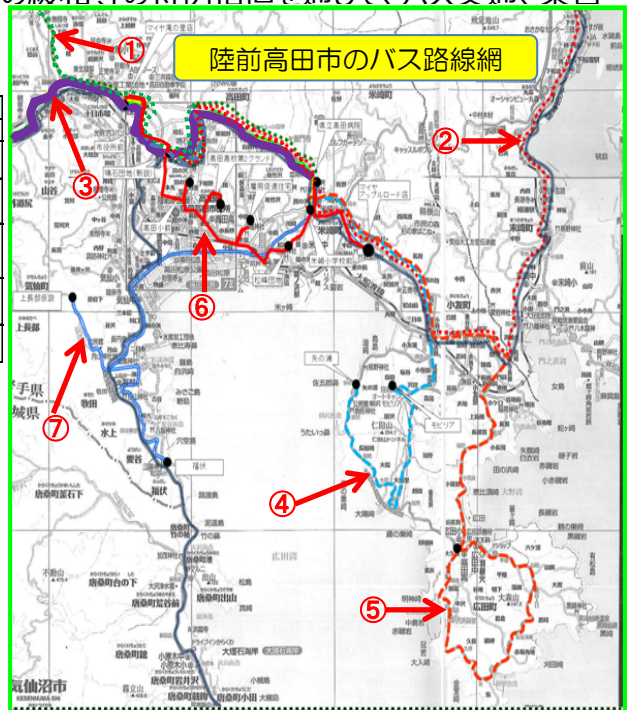
お年寄りをはじめ、仮設住宅等にお住まいの方々の通院・通学等日々の生活になくてはならない移動の足として貢献。

#### 【国の支援制度活用にあたり工夫したポイント】

- 地域住民の交通ニーズの把握
- 地域住民のニーズを踏まえた運行ダイヤ、ルートを計画
- 交通事業者との調整
- 国の補助制度の内容確認 等

実施

地域間幹線バス、地域内バス等による住民の移動の利便性（接続性等）も考慮し、各地域において効果的なバス交通等の運行に配慮

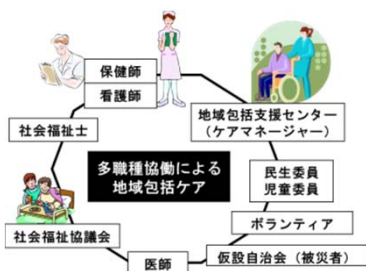


活用施策：地域公共交通確保維持改善事業

## 取組事例

### 次世代地域包括ケアシステムの構築 ～宮城県・石巻市～

宮城県石巻市では、24時間対応の在宅医療、看護、介護等を目指し、医療関係者・自治体・NPO等が協働し、多職種連携システムを構築。



### コミュニティ・サポートセンターのモデル作り ～岩手県・大槌町～

岩手県大槌町では、地元の高齢者自身が社会参加し、共助的なコミュニティ支援（高齢者の健康づくりサービス、子育て支援、小中高生の居場所づくり等）、自発的なコミュニティ活動に関する相談や立ち上げ支援等を行う「コミュニティ・サポートセンター」のモデル作りに向けた取組を進めている。

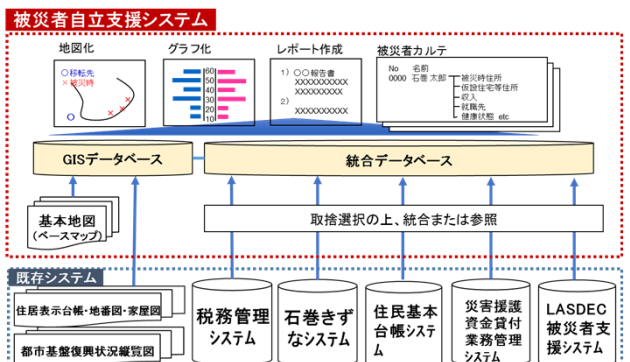


活用施策：「新しい東北」先導モデル事業

### 被災者自立支援システムの構築 ～宮城県・石巻市～

防災集団移転や土地区画整理事業等の復興街づくり事業と併せ、被災者の健康で自立した生活の再建を支援するため、生活環境や健康状態、各種支援状況、家族構成等を踏まえた住宅のマッチング、支援制度の適用（支援漏れの防止）、ケアプランの作成等への活用を図る被災者自立支援システムを構築し、市役所・総合支所の相談窓口や被災者の見守り活動を通じ、被災者へのきめ細かなサポートを実施している。

活用施策：復興街づくりICT基盤整備事業



## V 市町村の業務負担に対する支援の強化

### 主要な課題等

- ①復興の核となるべき被災市町村の体制について、保健師等の専門職や、豊富な行政経験を持つ国家公務員OBを募集するなど人材確保が急務
- ②仮設住宅（みなし仮設も含む）入居者に対する移転意向、必要な支援の把握などの調査や、避難者に対する避難元自治体からの各種情報の提供などにかかるマンパワーが不十分
- ③交通も含めたまちづくりの全体性を確保するため、アドバイザーを被災地に集めることができる仕組みが必要

### 活用可能な施策等

#### ・被災自治体への人的支援【総務省】【復興庁】

全国の自治体からの職員派遣、任期付職員等の採用支援、公務員OBや民間実務経験者等の活用により、被災自治体への人的支援を行っている。

#### ・被災地の保健師確保依頼の通知発出【復興庁】【厚生労働省】

全国の自治体及び保健師関係団体に対し、被災地の保健師確保に向けた協力を依頼する通知文書を平成26年4月に発出予定。

#### ・復興支援員【総務省】

コミュニティの再構築を図るため、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等を行う「復興支援員」を配置する地方公共団体を支援している。

－「復興支援員」による復興に伴う地域協力活動を通じて得られた被災者等の情報を活用して、必要な支援につなげることが可能である。

#### ・復興街づくりICT基盤整備事業【総務省】

復興に向けた新たな街づくりを行う地域等に、住民生活・地域の活性化に必要なICT基盤を整備する地方公共団体を支援している。

－復興街づくりを進める市町村の被災者への生活支援等、相談対応の業務に必要なシステム面整備の支援を通じて被災市町村の業務負担軽減が可能である。

#### ・復興人材プラットフォーム構築事業【復興庁】

人材派遣に関する情報を集約・共有する場を設けることで、人材派遣が効果的に行える環境を整備するとともに、派遣された人材等の連携を図るためのネットワークを構築する。

－コミュニティの変化に対応する被災者の生活の支援施策等を企画・実行する人材を民間企業等から派遣することを通じて、市町村の業務負担に対する支援が可能である。

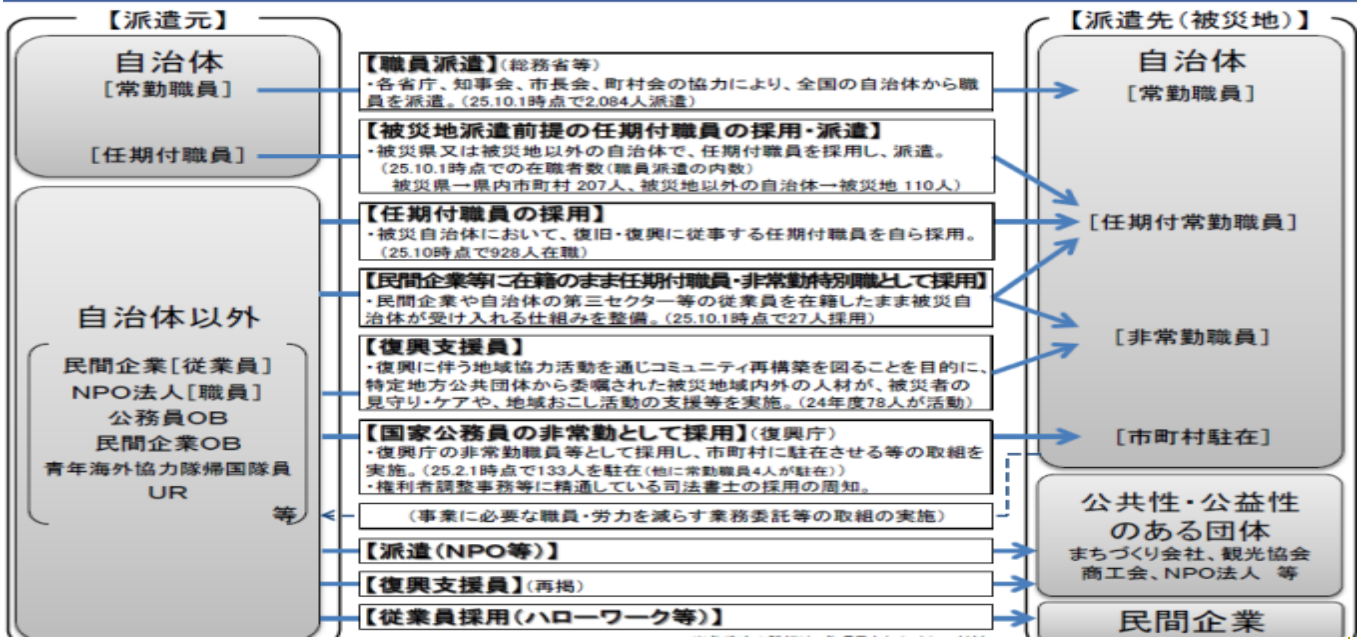
#### ・被災自治体への人的支援【復興庁】

被災自治体において、内閣官房地域活性化統合事務局の地域づくり支援事業（専門家派遣事業）を活用し、地域包括ケアシステムの構築やコミュニティづくりなどに関する、地域のニーズに応じた専門家からアドバイスが受けられます。

平成26年4月より、以下のリンクにおいて、地域づくり支援事業により被災自治体に派遣された関連分野の専門家を紹介しています。

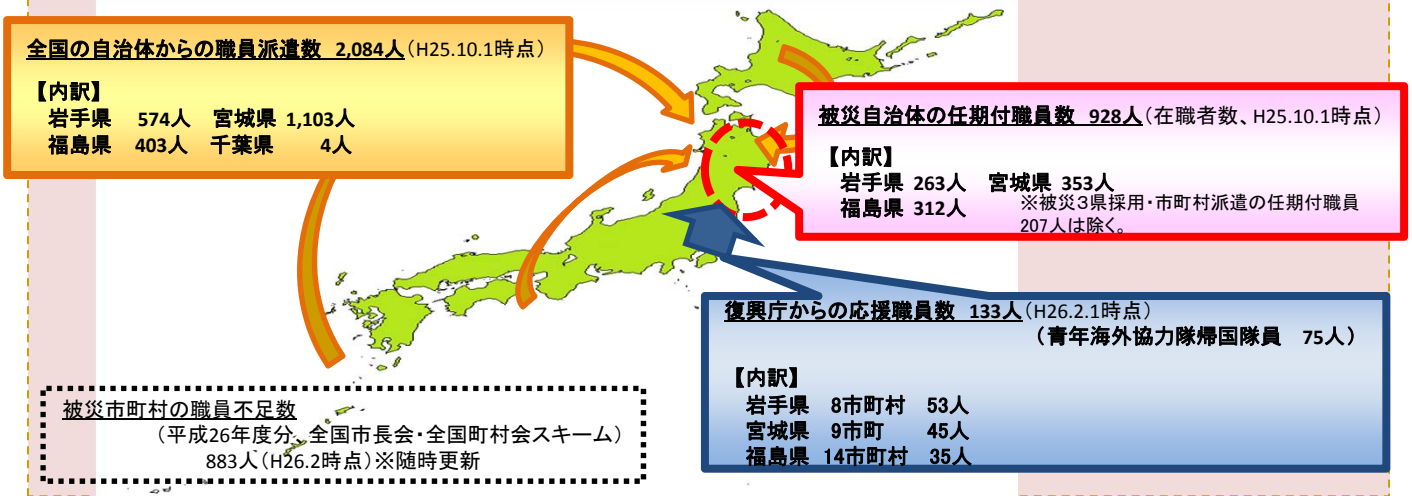
（URL：<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/20140415150408.html>）

# 被災地での人材不足対策



## 被災自治体への人的支援

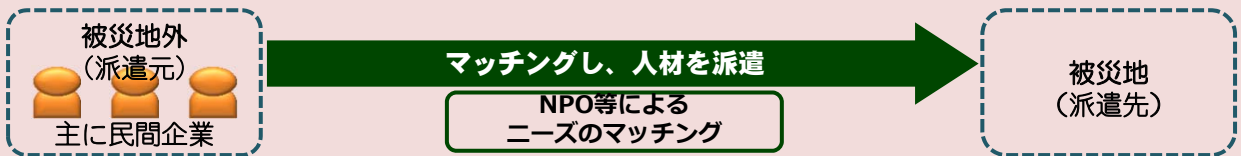
全国の自治体からの職員派遣、任期付職員等の採用支援、公務員OBや民間実務経験者等の活用により、被災自治体への人的支援を行っている。



## ・復興人材プラットフォーム構築事業 (「WORK FOR 東京」) 【復興庁】

被災地が必要とする人材を、企業等から現地に派遣することを目的とした取組。(マッチングの実施、関係情報の共有・発信)

事業主体：復興庁  
実施主体：公益財団法人 日本財団



情報を共有・発信するウェブサイト

【主な掲載内容】 URL: <http://www.work-for-tohoku.org/>

1. 復興人材派遣の取組紹介
2. 派遣元・派遣先のニーズ情報
3. 活躍している派遣事例の紹介

入力・閲覧・問合せ

入力・閲覧・問合せ

この他、情報を共有して連携を図る場(協議会※)を設置。  
※主な構成員：経済団体、被災自治体、日本財団、NPO等、関係省庁(復興庁、総務省)

## 主要な課題等

④施策を効果的に進めるには、市町村職員など受け手に応じた効果的な情報提供が重要

## 活用可能な施策等

### ・避難生活における各種関連情報の提供【復興庁】【内閣府】

「生活・事業再建ハンドブック」、「被災者に対する各種支援制度」、「復旧・復興支援制度検索サービス」など各種情報提供を実施している。

### ・効果的な情報提供のためのホームページ整備【復興庁】

市町村職員への効果的な情報提供について、関連事業一覧、担当省庁・部局、要綱、先進・好事例等の関係情報についてのホームページを整備している。【復興庁】

### ・施策パッケージ等の周知【復興庁】

取りまとめられた施策パッケージや各種取組の事例について、県や市町村が業務を進める上で参考となるよう周知を図る。

避難生活における各種関連情報の提供



住まいやお金、医療、教育など生活に関することや、仕事をお探しの方、中小企業の皆様のための仕事に関する  
ことについて、取組や相談先などをまとめたハンドブックを無料配布している。

また、被災者のための税制の優遇措置を分かりやすくまとめたハンドブックを無料配布している。

(URL : <http://www.kantei.go.jp/saigai/handbook/>)



国が実施している被災者に対する各種支援制度について、経済・生活面の支援、住まいの確保・再建のための支援、中小企業・自営業への支援、相談窓口などに分類して、取りまとめたパンフレットを内閣府のホームページで公開している。

(URL : <http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/kakusyuseido.pdf>)



国や地方自治体等が東日本大震災の復旧・復興のために整備している支援制度を紹介。地域別や条件にあった制度の検索が可能である。

個人向けの支援制度としては、原発事故による警戒区域からの避難者に対する高速道路無料措置など300件以上の支援制度、事業者向けの支援制度としては、平成26年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業など2000件以上の支援制度が登録されている。

(URL : <https://www.r-assistance.go.jp/>)

平成25年11月13日

## 被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォースについて

### 1. 趣旨

住宅の再建は順次進められているが、完了までにはなお相当程度の期間が必要とされる状況である。仮設住宅入居者等をはじめ、被災者の避難の長期化が見込まれる中、被災者の健康面を中心とした影響が懸念される。また、災害公営住宅等へ入居された被災者においても、そこでの生活の定着には様々な不自由が懸念される。

被災者が安心して健やかに暮らしていただけるよう、復興大臣のもとに関係省庁からなる「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」を立ち上げ、被災者の健康・生活面における現状と課題を総合的に把握するとともに、必要に応じて講ずべき対応等について検討する。

### 2. メンバー(構成員)

座 長:復興大臣

復興庁:統括官

内閣府:大臣官房審議官(官房担当)

総務省:大臣官房総括審議官

文部科学省:大臣官房総括審議官

厚生労働省:医政局長、健康局長、雇用均等・児童家庭局長、

社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長

国土交通省:総合政策局長

※検討の状況等に応じ、上記以外の関係省庁等のメンバーを追加して参加の要請を行う場合あり。

### 3. 検討事項

- ・被災者(仮設住宅及び災害公営住宅入居者等)の健康・生活面における既存の施策の整理及び効果の把握
- ・上記を踏まえた課題の把握と対応等の検討



## 被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージ（概要）

- 被災者の避難の長期化が見込まれる中、被災者の健康面を中心とした影響、また、災害公営住宅等へ入居した被災者においても、そこでの生活の定着には様々な不自由等が懸念される。
- 復興大臣のもとに関係府省局長級からなるタスクフォースを立ち上げ（平成25年11月13日）、現場から寄せられた現状と身体的な課題を総合的に把握するとともに、避難の長期化や地域によって異なる実情といった現場主義の視点に立脚し検討。
- 各府省の既存施策を横断的に点検し直し、平成26年度予算措置や今後の運用改善の方向性などを施策パッケージとして取りまとめた（平成25年12月13日）。

### I 仮設住宅入居者等の避難者に対する健康支援

#### “体の健康”への対策

- ・被災地健康支援事業【厚生労働省】

避難の長期化に伴った健康状態の悪化を防ぐ継続的な保健活動（巡回保健指導や専門人材の確保等）を維持するため、基金の増強し及び実施期限を延長

#### “心の健康”への対策

- ・被災者の心のケア支援事業／寄り添い型相談支援事業／東日本震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業【厚生労働省】【内閣府】

#### “高齢者、孤立防止等に対する見守り”への対策

- ・地域支え合い体制づくり／復興支援員【厚労省】【総務省】等

### II 子どもに対する支援の強化

“日本の将来を担うにも関わらず、様々な形で被災の影響を受けている子ども”への対策

- ・被災の影響を受けている子どもに対する支援【厚生労働省】  
①心のケアに加え、体のケアに関する相談・援助も行うよう対象を拡大／②安心して過ごすことができる環境づくり事業の創設／③遊具の設置、子育てイベントの開催について、対象範囲を福島県から被災3県に拡大／④子育て世帯に対して心身の健康に関する相談・支援を行う新たな訪問事業の創設

- ・学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業／緊急スクールカウンセラー等派遣事業【文部科学省】等

### III 医療・介護人材の確保

#### “暮らしの再生に必要な医療・介護人材の確保”への対策

- ・地域医療再生基金／地域医療支援センター／被災者健康支援連絡協議会【厚生労働省】

- ・被災地における福祉・介護人材確保事業【厚生労働省】等  
特に福祉・介護人材の確保が困難となっている福島県相双地域等における支援の強化を図るための事業を創設

### IV 恒久住宅の整備と仮設住宅等からの移転に伴う課題への対応

#### “新たな生活の定着”に向けた対策

- ・地域コミュニティ復興支援事業【厚生労働省】
- ・地域公共交通確保維持改善事業【国土交通省】等

より的確に被災地のニーズに対応するため、地域内輸送については、仮設住宅等の箇所数に応じた補助上限額の設定や特例措置の期間の延長

### V 市町村の業務負担に対する支援の強化

#### “復興を担い続ける市町村”への対策

- ・被災自治体への人的支援【総務省】【復興庁】
- ・復興人材プラットフォーム構築事業【復興庁】
- ・市町村職員への効果的な情報提供のため、事業一覧、担当府省・部局、要綱、事例等の関係情報についてホームページ整備【復興庁】等

＜その他＞ ・「新しい東北」先導モデル事業【復興庁】等